

総合医療保険の保険金減額払いに至った経緯につきまして

2022年7月27日
株式会社justInCase

株式会社justInCase(以下、「当社」といいます。)は2022年4月6日に、総合医療保険の保障内容を一部変更し2022年4月7日の入院開始から入院一時金保険金額を10分の1に減額するご案内をしておりますが、お客様からいただいたご意見等から、説明が十分に行われていないとの結論にいたりました。あらためて、その経緯についてご説明いたします。

【保険金減額払いに至った経緯】

2020年4月の販売開始前において、過去データの存在しない新型コロナウイルス感染症が不確実性を伴う事象であり保険の仕組みとして取扱が極めて難しいにもかかわらず、当社は会社として取るべきリスクか否かの考察・検討が不十分なまま、医療機関への入院だけではなく医療機関以外の自宅や臨時施設での療養(いわゆる「みなし入院」)も入院一時金保険の保険金の支払対象として販売開始をすることと決め、2020年5月1日よりコロナ助け合い保険の販売を開始しました。販売開始後に、当社は売り止め基準となるリスクリミットを設定しましたが、その水準自体の有効性の確認や見直しは、その後において十分におこなわれていませんでした。

2020年11月1日、代表取締役畑は再保険会社と再保険契約(契約期間: 2020年11月1日～2022年3月31日)を締結しました。再保険契約により、お客様へお支払いする保険金の大半を当社は再保険会社から再保険金を受け取る、すなわち保険金の原資を確保する準備をすることができ、ご契約時にお約束した保障内容をお客様へ提供できる見通しを持っておりました。再保険契約締結時の2020年11月1日から2022年3月31日時点までの当社がお客様にお支払いした保険金の金額と、当社の再保険会社からの再保険金の受取り金額を振り返ると、ご契約のお客様への当社がお支払いした保険金の金額は3億6,755万円に対し、当社の再保険会社からの再保険金の受取り金額は3億3,079万円となり、お客様への保障を提供するための手段として、一定の効果をあげられたと考えられます。

しかしながら、再保険契約の締結プロセスにおいて、再保険に関する社内規程が存在しない状態で契約締結しその後も規程が策定されていなかったこと、取締役会規程における「重要な契約の締結及び変更」への該当可否の議論がないまま再保険契約締結に至ってしまったこと、および再保険締結後のリスクリミット変更が単純な掛け目による変更だけで再保険が更新されないケースなどの洗い出しなどの議論が不十分であったなど、経営管理態勢およびリスク管理態勢の面で問題がありました。

2020年秋以降、各社が類似コンセプトの保険商品の販売を開始しました。当社のコロナ助け合い保険との商品性の比較や、保険料水準の違いの考察や検討が十分にできておらず、その後の当社の商品改定のアクションの検討に至っていませんでした。

2021年9月の新型コロナウイルス第5波のデルタ株のマスコミ報道の増加や、2021年9月1日の他社のコロナ関連保険商品の販売休止の報道等によりコロナ助け合い保険の認知が増え、申込件数は9月1日、2日、3日それぞれ341件、890件、170件と(2021年8月の1日平均の申込数約111件に対し)急増しました。このことを受けての当社での売り止めの検討やリスク管理の基準の見直しなどの議論が十分に行われず、その後のアクションに繋がりませんでした。

このような中、2022年1月中旬から始まった新型コロナウイルス感染拡大の第6波の影響で新契約の申込数が増大したことと、保険金の支払額が次のように急激な増加したことにより、2022年4月1日に更新予定であった再保険契約の内容が、2022年2月以降の感染状況を反映し当社にとって非常に厳しい内容となりました。このため、再保険契約を実質的に更新できず2022年3月31日で終了する見通しとなること、2022年3月下旬に確定いたしました。

【保険金の支払額の推移】

2022年1月：約685万円

2022年2月：約4,400万円

2022年3月：約1億8,560万円

なお、当社は、2022年3月10日のお申込より契約開始日時に関する取扱いの変更（申込後即時から申込より14日後の午前0時へ契約開始日時を変更）をおこない、2022年3月31日にお申込みの受付を停止することとし（現在もお申込受付停止中）、増大するリスクのコントロールに努めていました。また、当社の2022年3月31日時点の保険金をお支払いできる余力（ソルベンシー・マージン総額）の合計は、約8,700万円でした。

再保険契約の更新ができない場合でも、お客様への保障内容を維持するために様々な方法を検討しておりました。2022年3月に、コロナウイルス感染推定発生率(2.40%/月)が続く前提の将来シナリオ分析の元、次の検討をおこなっていました。

1. 既存契約の更新の停止
2. 更新後の契約での商品改定
3. 事業費(会社の経費)の削減
4. 再保険条件の交渉

1～4の検討の概要は以下となります。

1. 既存契約の更新の停止

普通保険約款12条(保険契約の更新)「5. 当社は、保険契約を更新するときの保険料その他の契約内容の見直しを次のように取扱います。」「② 更新を引受けない場合」「(ア) 当社は、収支状況に変化が生じ、保険料の計算基礎を変更する必要がある場合は、当社の定めるところにより、契約者に予め通知した上で、保険契約を更新しない場合があります。」に基づき、契約の更新を引き受けないことを検討しましたが、2022年3月末時点の保有契約の約58%が2022年1月、2月、3月の申込によるものであるため、更新を停止してもその効果が2023年1月以降でないと大きな効果がなく、5月上旬に保険金をお支払いできる余力がゼロになる推計となりました。

2. 更新後の契約での商品改定

総合医療保険の商品改定を行い、医療機関以外の自宅や宿泊施設での療養等(いわゆる「みなし入院」)について保険金を支払わない検討をしましたが、こちらも上記検討1と同じく約58%が2022年1月、2月、3月の契約のため、これらの更新を待つ前の5月中旬に保険金をお支払いできる余力がゼロになる推計となりました。

3. 事業費(会社の経費)の削減

当社の事業費の大半は人件費や外注費となっています。保険金の請求数が人員対比で相当数になっているため、当時の水準(月平均480万円)から削減することは難しい状況でした。総合医

療保険を除いた保険商品からの余剰は月平均約200万円のため、2022年4月以降の約1.2億円以上の推定保険金支払いに対する財務改善にはインパクトがありませんでした。

4. 再保険条件の交渉

当社は、再保険会社と更新条件について交渉を続けており、2022年3月25日に再保険会社から最終提案更新案が提示されました。それを元に将来シナリオ分析を行ったところ、結果的に再保険の更新が無い方が当社にとって望ましい結果となる推計となりました。

以上より、1～4(およびそれらの組み合わせも含む)の検討内容の実行では十分に至らず、お客様への保険金のお支払いを減額しないことには当社の事業継続が困難であるという結論に至り、総合医療保険普通保険約款第5条の規定に基づき、2022年4月7日以降の入院開始より保険金額を減額する旨のご連絡を2022年4月6日に差し上げる次第となりました。なお、仮に2022年4月7日以降も減額をせずに保険金のお支払いを続けていた場合には、当社の保険金をお支払いできる余力は4月末までにマイナスとなっていた状況でありました。

===総合医療保険普通保険約款抜粋===

5条(保険料の増額または保険金の減額もしくは保険金の支払削減)

1. 当社は、保険期間中に当社の収支状況が悪化し、保険料の計算基礎に著しく影響を及ぼす事象が発生した場合は、当社の定めるところにより、保険期間中に保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。
2. 当社は、保険期間中の保険金支払が当社の想定を超えて著しく増加し、保険金のお支払いのための財源が不足する場合には、当社の定めるところにより、保険金を削減して支払うことがあります。
3. 当社は、前記 1.および前記 2.の適用を行う場合には、契約者に速やかに通知します。この場合、通知を行う前に発生した損害等に対する保険金については、前記 1.の保険金額の減額、前記 2.の保険金支払いの削減は行いません。

===ここまで===

2022年7月下旬時点において、新型コロナウイルス第7波とみられる感染者数が急増している現在、足元の感染状況を踏まえると、今現在も保険金の減額払いを継続せざるを得ない状況となっております。一方で、病院または診療所への入院については、契約当初の保険金額の10分の9の金額を、別途お見舞金としてグループ別会社からお客様へお支払いすることとしていますので、ご理解いただければと存じます。

今後につきましては、今般の業務改善命令を真摯に受け止め、全社をあげて業務改善計画を遂行し改善とそのプロセスの定着に取り組み、お客様からの信頼回復に努めてまいります。大変恐縮ではございますが、今後ともご支援いただけますようよろしくお願い申し上げます。

業務改善計画の要旨につきましては、以下のニュースリリースをご参照頂けますと幸いです。

<https://news.justincase.jp/news/20220727/>

以上